

視察等報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 掛田 勝彦

下記のとおり、視察が終了したので報告します。

	会派代表者	掛田 勝彦	経理責任者	増田 誠宏
視 察 議 員	掛田 勝彦			
期 間	令和 7 年 5 月 1 4 日（水）～ 令和 7 年 5 月 1 6 日（金）			
視 察 先	東京都東京都豊島区東池袋 豊島区民センター 4 0 4 号室 東京都千代田区神田駿河台 1 - 1 明治大学アカデミーコモン棟 3 階 アカデミーホール			
視 察 用 務	議会におけるハラスメント～パワハラ・セクハラについて～ 2 0 2 5 年度 日本自治創造学会 研究大会 ～地方自治のあり方を問う～			
視察先対応者	(株) 廣瀬行政研究所 廣瀬和彦 財団法人 日本自治創造学会			
概要及び所見	5 月 1 4 日（水）1 4 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0 内容 議会におけるハラスメント 研修・講演受講報告（要約） 今回、三次市議会において政治倫理条例の制定に向けた調査・研究が進められている中、議員として見識を深めるため、廣瀬和彦氏によるハラスメント研修会及び地方自治に関する学術講演を受講した。いずれも今後の議会運営や自治体のあり方を考える上で極めて重要な内容であり、多くの示唆を得る機会となった。 まず、ハラスメントに関する研修では、ハラスメントは本質的に不法行為に該当し、最終的には民事上の損害賠償請求や場合によっては刑事責任の対象となり得ることが確認された。その一方で、訴訟に至る前に議会として適切な対応や予防措置を講じることが重要であり、そのために条例による基準や手続の明文化が必要であるとの説明があった。特に地方議員は公務に携わる立場として、法的責任のみならず道徳的責任も厳しく問われることから、議会として共通認識を持つ必要性を			

強く感じた。

また、令和3年6月の「政治分野における男女共同参画社会の推進に関する法律」の改正により、地方公共団体にはセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等の防止に向けた研修や相談体制の整備が義務付けられたことも重要な論点であった。この背景には、女性議員のなり手不足という深刻な課題があり、内閣府調査では女性議員の57.6%が何らかのハラスメントを経験しているという結果が示された。特に性的・暴力的言動が多く、政治参加を阻害する要因となっている現状が明らかとなった。

さらに、議員が市民や支援者から受けるハラスメントへの対応についても議論された。本人が明確に拒絶の意思を示すことに加え、周囲が「それはハラスメントである」と指摘すること、さらには議長や議会が相談窓口を通じて注意・勧告を行う仕組みの重要性が示された。条例化する場合は、議員間だけでなく議員と執行機関、さらには市民との関係も含めた総合的なハラスメント対策の一部として位置付けることが望ましいとの助言は、今後の条例制定に大いに参考となる内容であった。

5月15日（木）13:00～17:45（第1日目）

5月16日（金）10:00～15:05（第2日目）

地方自治の危機 — 改正地方自治法と自治体の疲弊 —

東京大学大学院 教授 金井利之 氏

研修・講演受講報告（要約）

次に、地方自治のあり方に関する講演では、金井利之教授による「地方自治の危機」が特に印象に残った。2000年の地方分権改革から25年が経過し、本来は地方自治の自主性・自立性を高める方向で制度改革が進められてきたはずである。しかし、2024年の地方自治法改正において新設された「補完的指示権」は、その流れに逆行する重大な制度変更であるとの指摘があった。

この補完的指示権は、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」において、法令に具体的根拠がない場合でも国が地方自治体に対して指示を行うことを可能にするものである。従来は法定受託事務であれ自治事務であれ、権力的な関与には法令上の具体的根拠が必要であったが、今回の改正によりその原則が大きく揺らぐこととなった。教授はこれを、2000年の分権改革以前よりも制度的に後退したものと位置付け、地方自治のみならず法治主義そのものに関わる問題であると強く警鐘を鳴らしていた。特に問題とされたのは、「重大影響事態」や「非平時」といった概念の基準が極めて曖昧であり、いつ開始し、いつ終了するの

か明確な線引きが存在しない点である。最終的には内閣の判断、すなわち閣議決定によって適用可能となるため、国の裁量が過度に広がる危険性がある。この点は地方自治体の自主性を損なうだけでなく、国と地方の関係を大きく変質させる可能性を含んでいる。

また、2000年以降の地方自治体の歩みについても整理がなされた。三位一体改革による財源縮減、平成の大合併、財政健全化法による財政指標管理、集中改革プランによる職員削減、さらには東日本大震災や新型コロナウイルス感染症対応などを通じて、地方自治体は長年にわたり疲弊を続けてきたと指摘された。業務量は増加する一方で人員や財源は減少し、現場は慢性的な疲労状態に置かれている。にもかかわらず、今回の法改正に対する危機意識が自治体現場で十分共有されていないのではないかという問題提起は極めて重いものであった。

今回の研修・講演を通じて、議会における政治倫理やハラスメント対策の必要性とともに、地方自治そのものが大きな転換点に立たされていることを改めて認識した。今後、議会運営委員会での政治倫理条例制定に向けた議論においても、これらの学びを十分に生かし、より実効性のある制度設計につなげていきたい。

視察・研修報告(復命)書

三次市議会議長 様

報告者氏名 藤岡 一弘

下記のとおり、視察・研修が終了したので報告します。

会派代表者氏名 掛田 勝彦

経理責任者氏名 増田 誠宏

期 間	令和 7 年 5 月 14 日(水)～5 月 16 日(金)
用 務 先	・としま区民センター(東京都豊島区東池袋 1-20-10) ・明治大学 アカデミーコモン棟(東京都千代田区神田駿河台 1 丁目 1)
用 務	1. 株式会社 廣瀬行政研究所による研修参加 2. 第17回 日本自治創造学会 研究大会への参加
概要及び所見 (目的, 参考に すべき事項, 提言, 活用策 等)	○研修の内容(株式会社 廣瀬行政研究所による研修) (テーマ) 議会における ハラスメントリテラシー (講師) 廣瀬 和彦 (株)廣瀬行政研究所 代表取締役 元全国市議会議長会 法制参事 (内容) 1. ハラスメントと主な類型(パワハラ・セクハラ・マタハラ・カスハラ) 2. 地方議会におけるハラスメントの実態 3. 議員同士のハラスメント 4. 議員と職員との間のハラスメント 5. 議員と有権者の間のハラスメント 6. ハラスメントの要件と判断基準 7. その他 ○研修の内容(第17回 日本自治創造学会 研究大会) 全体テーマ「変容する社会・地方選挙」～地方自治のあり方を問う～ ①(講演テーマ)「地方自治における政治の復権」 (講師) 後 房雄 名古屋大学名誉教授 ②(講演テーマ)「日本の統治構造～官僚内閣制は議院内閣制になったのか～」 (講師) 飯尾 潤 政策研究大学院大学教授

③(講演テーマ)「～JICAにおける地方創生 2.0・地域活性化事業への挑戦～
地域との連携による様々な創生事業の実践と活用方法について」
(講師) 井倉 義伸 独立行政法人国際協力機構理事長特別補佐

④(講演テーマ)「地方自治のあり方を問う～地方自治の危機～」
(講師) 金井 利之 東京大学大学院法学政治学研究科教授

⑤(講演テーマ)「ネット選挙に対応する～公職選挙法の改正とその行方～」
(講師) 安野 修右 日本大学法学部政治経済学科専任講師

⑥(講演テーマ)「領域を超えない民主主義～地方政治における競争と民意～」
砂原 庸介 神戸大学大学院法学研究科教授

⑦(講演テーマ)「高齢社会における大災害への対応と課題」
浅野 大介 石川県副知事

○ ⑦の「高齢社会における大災害への対応と課題」の詳細な内容と所感
テーマ:「高齢社会における大災害への対応と課題」

1. 令和 6 年能登半島地震の概要

本災害は、令和 6 年 1 月 1 日 16 時 10 分に発生した地震であり、石川県能登地方を震源とし、マグニチュード 7.6 を記録した。震源の深さは約 16km で、志賀町・輪島市では震度 7 を観測するなど、広範囲に甚大な被害をもたらした。また、地震発生直後には津波警報が発表され、その後も警報・注意報の切り替えが行われるなど、長時間にわたり警戒が続いた。

2. 被害の状況

(1) 人的・住家被害

- ・死者:約 500 人規模
- ・負傷者:約 1,800 人
- ・住宅被害:約 115,000 棟

特に能登地域では、人口減少・高齢化が進む中での災害であり、地域の脆弱性が顕在化した。

(2) 孤立集落の発生

道路やインフラの寸断により、約 3,300 人が孤立。

例:輪島市、珠洲市、穴水町などで多数発生。

(3) インフラ被害

- ・道路の寸断(能登地域全域で多数)
- ・上下水道・電気の停止

・通信障害

これにより救助・物資輸送に大きな遅れが生じた。

3. 避難の状況

(1) 避難所の設置と推移

最大で約 5,000 人以上が避難所に避難。時間の経過とともに避難者数は減少したが、長期避難が課題となった。

(2) 1 次避難から 2 次避難へ

ライフラインの途絶や避難生活の長期化に対応するため、ホテル・旅館等への 2 次避難が実施された。

・金沢市: 約 2,000 人

・小松市: 約 290 人

・能登市: 約 30 人

・加賀市・白山市: 約 280 人

(3) 広域避難の実施

県外施設への受け入れも行われ、最大で約 2,200 人が移動。高齢者施設の入所者など、要配慮者の移送が重点的に行われた。

4. 避難所生活の課題

(1) 生活環境の問題

・食料や物資の不足

・トイレや衛生環境の悪化

・プライバシーの欠如

これらに対応するため、段ボールベッドや仮設トイレの整備、物資供給の充実が図られた。

(2) 災害関連死のリスク

避難生活の長期化により、体調悪化や精神的負担が増加し、災害関連死の防止が重要課題となった。

5. 支援体制と取り組み

(1) 行政・関係機関の対応

・自衛隊、消防、警察による救助活動

・DMAT 等の医療支援

・ボランティアセンターの設置

(2) ボランティア活動

・物資支援

・避難所運営補助

・生活支援

ただし、交通寸断により活動開始が遅れるなどの課題もあった。

6. 高齢者施設への対応

- ・建物被害やライフライン停止により、施設内生活が困難に
 - ・広域避難や他施設への移送を実施
 - ・約 92 施設中 52 施設が被災
- 特に、情報不足や人員不足が対応の遅れにつながった。

7. 課題と反省点

(1) 避難体制の課題

- ・1.5 次避難所の運営混乱
- ・広域避難の判断基準の不明確さ
- ・情報共有の不足

(2) 物資・支援の課題

- ・初動の物資不足
- ・支援ニーズと供給のミスマッチ

(3) 人材不足

- ・避難所運営スタッフの不足
- ・専門職の確保の難しさ

8. まとめ

本災害では、地震・津波・インフラ被害が複合的に発生し、特に高齢化が進む地域において深刻な影響を与えた。避難所運営や広域避難、物資支援において多くの課題が明らかとなり、今後の防災対策においては、迅速な情報共有体制の構築や要配慮者支援の強化、広域連携の強化が重要である。

9. 三次市における活用提案

三次市においては、今回の能登半島地震の教訓を踏まえ、以下のような防災・減災対策の強化が求められる。

(1) 孤立集落対策の強化

能登半島では道路寸断により多数の孤立集落が発生した。三次市においても中山間地域が多く、同様のリスクが想定される。今後の三次市が防災について強化して取り組むべきことは以下の通りと考える。

- ・集落ごとの孤立リスクの事前評価
- ・非常用物資(食料・水・簡易トイレ)の分散備蓄
- ・ドローンや衛星通信を活用した情報確保体制の整備

(2) 段階的避難(1次・1.5次・2次)の導入

能登では、避難所からホテル等への「2次避難」が重要な役割を果たした。このことから、三次市においては以下のことを計画する必要がある。

- ・1次避難所(学校等)
- ・1.5次避難所(福祉避難所・拠点施設)
- ・2次避難所(宿泊施設・他自治体)

といった段階的避難の仕組みを制度化。その上、以下の点の視点が重要である。

- ・市内宿泊施設との協定締結
- ・近隣自治体との広域避難協定の強化

(3)避難所運営体制の強化

能登では避難所運営における人材不足や混乱が課題となったことから、今後の三次市が防災について強化して取り組むべきことは以下の通りと考える。

- ・避難所運営マニュアルの具体化(役割分担の明確化)
- ・地域住民による自主運営体制の構築
- ・定期的な避難所運営訓練の実施

(4)要配慮者支援の充実

高齢者や障害者の避難・生活支援が重要課題となったことから、今後の三次市が防災について強化して取り組むべきことは以下の通りと考える。

- ・要配慮者名簿の整備と共有
- ・福祉避難所の拡充
- ・医療・介護スタッフの応援体制確保

(5)物資供給体制の最適化

能登では物資不足やミスマッチが発生したことから、今後の三次市が防災について強化して取り組むべきことは以下の通りと考える。

- ・物資管理システムの導入(ニーズの可視化)
- ・民間企業との連携強化(物流・小売)
- ・地域内備蓄+広域支援のハイブリッド体制

(6)ライフライン途絶への備え

電気・水道・通信の停止が長期化したことが課題であったことから、今後の三次市が防災について強化して取り組むべきことは以下の通りと考える。

- ・非常用電源(発電機・蓄電池)の整備
- ・井戸・給水拠点の確保
- ・通信手段の多重化(防災無線、衛星通信)

(7)ボランティア受入体制の整備

支援の遅れや調整不足が課題となったことから、今後の三次市が防災について強化して取り組むべきことは以下の通りと考える。

- ・災害ボランティアセンターの迅速な立ち上げ体制
- ・受入れ・配置のマニュアル整備
- ・ICTを活用したマッチングシステム導入

(8)情報共有と意思決定の迅速化

情報不足が初動対応の遅れにつながったことから、今後の三次市が防災について強化して取り組むべきことは以下の通りと考える。

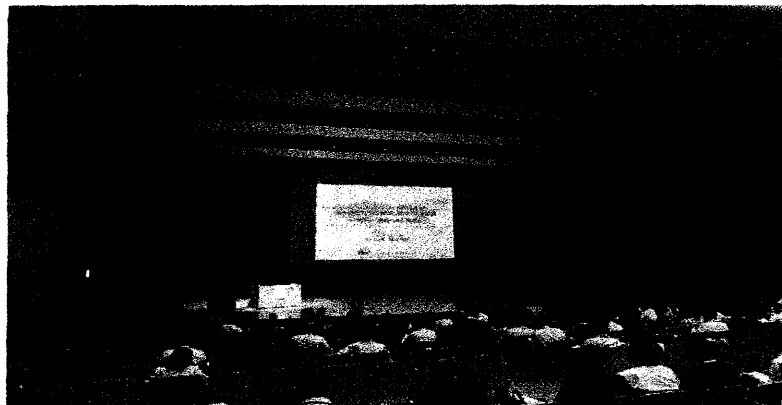
- ・災害対策本部の情報集約機能強化
- ・現場とのリアルタイム情報共有
- ・デジタルツール(GIS 等)の活用

10. まとめ(提案の要点)

三次市においては、今後に取り組むべきことは以下の通りと考える。

- ・孤立対策
- ・段階的避難の仕組み化
- ・要配慮者支援
- ・情報と物資のマネジメント強化

能登半島地震の教訓を踏まえ、平時からの備えと関係機関との連携を強化することで、災害時の被害軽減と迅速な対応をとることができる体制を整える。



第17回 日本自治創造学会 研究大会への参加の様子

視察・研修報告(復命)書

三次市議会議長 様

報告者氏名 徳岡真紀

下記のとおり、視察・研修が終了したので報告します。

会派代表者氏名 掛田勝彦

経理責任者氏名 増田誠宏

期 間	令和7年5月14日(水)～16日(金)
用 務 先	(株)廣瀬行政研究所 としま区民文化センター 明治大学アカデミーコモン棟3Fアカデミーホール
用 務	5月14日(水) 地方議会議員セミナー「議会におけるハラスメント」 5月15日(木)～16日(金) 2025年度 日本自治創造学会 研究大会
概要及び所見 (目的、参考 にすべき事項、提言 活用策等)	○地方議会議員セミナー「議会におけるハラスメント」 【概要】 2025年5月14日に行われた(株)廣瀬行政研究所による研修では、議会におけるハラスメントの現状と、それに対する条例制定の重要性が語られました。近年、地方自治法の改正により地方議会でもハラスメント対策が義務化されましたが、その背景には女性議員のなり手不足や、有権者・支援者からの深刻な嫌がらせ(票ハラスメント等)という実態があります。 【ハラスメントの定義と議会特有の課題】 ハラスメントの本質は、自身の優位な立場を利用して相手の人格や尊厳を傷つける人権問題です。議会においては、議員から職員へのパワハラが特に問題となりやすく、業務指導との境界線が議論の焦点となります。判断の基準は、その言動に業務上の必要性があるか、人格否定に終始していないか、また大勢の前で見せしめのような形で行われていないかといった点にあります。特に議員と職員の間には実質的な上下関係が存在し、職員側が拒絶しにくいという構造的な問題を認識しなければなりません。 【条例制定と体制整備の必要性】 適切な対応を迅速に行うためには、ハラスメント防止条例の制定が不可欠です。条例には、相談窓口の設置や被害者のプライバシー保護、再発防止策を盛り込む必要があります。特に相談窓口については、議会事務局内だけでは中立性の確保が難しいため、弁護士や産業カウンセラーといった第三者を活用することが推奨されます。また、実態を正確に把握するために、まずは無

御厨氏は、政治家が「昭和のまま」の個人プレーや資金集めに終始していることを批判し、政党が有権者と双方向の対話を行う「民意の集約組織」として機能していない点を課題に挙げた。今後は、官僚が政策立案に専念し、政治家がアジェンダ(課題設定)と最終決定を担うという明確な役割分担の再構築が必要である。また、地方議会においても、単なる質疑形式を超えた「議員間討論」を通じ、納得感のある施策を生み出すデモクラシーの質が問われている。

3. 地方創生2.0と国際協力の還流(JICA 宍戸 晃人 氏)

人口減少と外国人労働者の急増という現実を踏まえ、JICA(国際協力機構)の知見を国内の地方創生に活かす「地方創生2.0」の可能性が示された。

現在、外国人材は単なる「安い労働力」ではなく、地域社会を共に創るパートナーへと位置づけが変化している。JICAの海外協力隊員が帰国後に地域おこし協力隊として活動する事例や、途上国での経験を持つ人材が多文化共生の現場でリーダーシップを発揮するケースが増えている。

これからの自治体には、外国人を「家族・地域の一員」として受け入れる受援力(受け入れ能力)が求められる。従来の枠組みにとらわれず、国際協力と地域活性化を「新結合」させることで、閉塞感のある地方に新たな価値を創出することが期待されている。

4. 地方自治の危機と補充的指示権(江藤 俊昭 氏)

2024年の改正地方自治法で導入された「国の補充的指示権」が、地方自治の根幹を揺るがす危機であると警鐘が鳴らされた。

大規模災害や感染症などの重大事態において、法律に規定がない空白領域を国の指示で埋め尽くすことができるこの権限は、自治体を再び国の下請け機関へと変質させる恐れがある。

江藤氏は、2000年の地方分権改革以降、自治体が自由を享受できた時間は短く、三位一体の改革や市町村合併によって常に疲弊させられてきた歴史を振り返った。自治体がこの法改正に対して無関心であることこそが最大の危機であり、国の言いなりにならず、現場の判断で住民の命を守るという「自治の気概」を取り戻す必要があると強調した。

5. AI時代の双方向コミュニケーション(安野 貴弘 氏)

東京都知事選での実践例を通じ、テクノロジーが民主主義をアップデートする可能性が提示された。

従来の選挙は候補者が一方的に発信する「ブロードキャスティング」だったが、生成AIを活用することで、膨大な市民の声を収集・分析する「ブロードリスニング」が可能となった。AIが1万件以上のコメントを整理し、民意の解像度を高めることで、これまで取りこぼされていた課題を発掘できる。

また、政策案をオープンソース化し、市民がオンライン上で修正案を出す仕組み(GitHubの活用等)は、政策形成過程への直接参加を促す。AIが不適切な投稿をフィルタリングし、議論の重複を整理することで、建設的な対話の場が担保される。デジタルを活用した「双方向の民主主義」は、もはや遠い未来の話ではなく、実証段階に入っている。

6. ネット選挙と公職選挙法(安野 修右 氏)

	対話や新しいルール作りに活かし、みなさんと一緒に「このまちに住んでよかった」と思える未来を作っていきたいと思いました。
--	---

視察・研修報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 増田 誠宏

下記のとおり、視察・研修が終了したので報告します。

会派代表者氏名 掛田 勝彦

経理責任者氏名 増田 誠宏

期 間	令和7年5月14日（水）～16（金）
用 務 先	① 廣瀬行政研究所（としま区民センター） 東京都豊島区東池袋 1-20-10 ② 明治大学アカデミーコモン 東京都千代田区神田駿河台 1-1
用 務	① 議会におけるハラスメント防止に関する研修 ② 第17回 日本自治創造学会研究大会
概要及び所見 （目的、参考 にすべき事 項、提言、活用 策等）	① 議会におけるハラスメント防止に関する研修 【概要】 ● ハラスメントの基本認識と法的位置づけ 本研修では、議会内におけるハラスメント防止をテーマに、パワーハラスメント・セクシュアルハラスメントの基本的な考え方と、地方議会での事例を通じて、議員同士および議員と職員との関係における課題と対応について学んだ。ハラスメントは最終的に裁判で判断されるが、重要なのはその前段階において、議会として基準や対応体制を整備することであり、個人の問題ではなく組織として取り組むべき課題である。また、地方議員は民事上の責任を問われる可能性がある点も示された。 ● 議会特有の関係性と発生要因 議会においては、議員が職員に対する指揮命令権を持たない一方で実質的な影響力を有するなど、特有の関係性が存在する。また、会派内での長時間拘束や罵声といった閉鎖的環境での事例も紹介され、多様な関係性の中でハラスメントが生じ得る点が指摘された。 ● ハラスメントの判断基準

パワーハラスメントの判断にあたっては、「業務上の必要性」と「相当な範囲」を基準とし、相手の状況への配慮や反復性の有無などが重要とされた。被害者の主観だけでなく、平均的な受け止め方を基準とする考え方も示された。

●防止に向けた制度設計

防止に向けては、方針の明確化、相談窓口の設置、迅速な事実確認、被害者保護、再発防止といった仕組みが必要である。特に議員については懲戒制度が適用されないため、条例や要項、ガイドライン等による制度設計と、弁護士等の第三者関与が有効とされた。

【所見】

本研修を通じ、ハラスメント対策は個々の意識に委ねるものではなく、議会としての仕組みづくりが不可欠であると再認識した。

特に、議員には懲戒制度が適用されないことから、倫理規定のみならず、相談体制や第三者関与を含めた実効性ある制度設計が求められる。

また、議員と職員、有権者との関係など、多様な関係性の中でハラスメントが生じ得ることを踏まえ、対象範囲や責務の整理を行う必要がある。

三次市議会においても、実態把握を行った上で、要項やガイドラインの整備、必要に応じた条例化を検討し、議会の信頼確保につなげていくことが重要である。

②第17回 日本自治創造学会研究大会

【概要】

この大会では、地方自治をめぐる今日的な課題について、政治制度、統治構造、地方創生、選挙、災害対応など、幅広いテーマで発表が行われた。理論面の整理に加え、実務や現場に根ざした内容も多く、地方自治について多面的に学ぶことのできる2日間であった。

●地方自治における政治の役割

後房雄氏の講演では、戦後の自治体政治の流れを振り返りながら、地方自治の中で政治の役割が見えにくくなっている現状が指摘された。行政評価や市民参加が形だけになってしまう危うさや、首長が自らの考えや目標をはっきり示し、住民に丁寧に説明していくことの大切さが語られた。また、二代表制の課題や、自治体のあり方そのものを見直す視点についても示唆があった。

●日本の統治構造と政治主導の課題

飯尾潤氏の講演では、日本の統治構造がどのように変化してきたのかが整理され、政治家と官僚、政党と政府の関係について考えさせられる内容であった。制度改革

は進められてきたものの、政党の機能や国会での議論、政策決定の仕組みにはなお課題が多く残されていることが示された。地方議会のあり方を考える上でも、多くの示唆を得ることができた。

● JICA 事業を通じた地方創生と地域連携

JICA による発表では、国際協力の取組を地域づくりや人材育成、多文化共生へとつなげていく実践例が紹介された。海外協力隊と地域おこし協力隊を結びつける取組や、留学生・研修員の受入れ、外国人材との共生支援など、地域課題の解決にもつながる多様な可能性が示された。国際協力を地域の活力につなげる発想は、大変興味深いものであった。

● 地方自治の危機と国・地方関係

金井利之氏の講演では、2024 年改正地方自治法に盛り込まれた補充的指示権を中心に、国と地方の関係が今後どう変わっていくのかについて問題提起があった。重大事態を理由に国の関与が強まることで、地方自治の原則が揺らぐおそれがあること、平時から自治体が自律的に力をつけておくことの大切さが強調された。地方自治の根本に関わる重いテーマであり、考えさせられる内容であった。

● AI 時代における双方向型の選挙戦略

安野貴博氏の講演では、AI を活用して有権者の声を集め、政策づくりや発信に生かしていく新しい選挙戦略が紹介された。単に発信するだけでなく、多くの意見を受け止めて整理し、政策の改善につなげていく「ブロードリスニング」という考え方が印象に残った。AI はあくまで補助的な手段ではあるが、民意を丁寧に受け止めるための新たな可能性を感じる内容であった。

● ネット選挙に対応する法制度の課題

安野修右氏の講演では、インターネット選挙運動の解禁後に広がった SNS や動画配信をめぐる課題について、法制度の面から整理が行われた。誹謗中傷や虚偽情報、第三者による発信の扱いなど、現行制度では十分に対応しきれていない問題が多くあることが示された。情報環境が大きく変わる中で、公職選挙法のあり方そのものを見直す必要性を感じた。

● 地方政治における競争と民意のあり方

砂原庸介氏の講演では、自治体の区域と実際の生活圏とのずれが、政策決定や住民意思の反映に影響を与えていることが論じられた。広域的な課題に対して自治体同士が連携する難しさや、二元代表制のもとで首長と議会が異なる立場を持つことによる調整の難しさなど、地方政治の構造的な課題がわかりやすく示された。今後の地方制度を考える上で、大切な視点であると感じた。

● 高齢社会における災害復旧の課題

石川県副知事・浅野大介氏の講演では、令和6年能登半島地震と奥能登豪雨をもとに、高齢化が進んだ地域での災害対応の難しさが具体的に語られた。高齢者施設の広域避難、1.5次避難所の運営、被災者情報の把握と共有、在宅高齢者の見守りなど、実務上の課題が多く示された。災害復旧は単に施設や道路を直すことではなく、生活そのものを立て直すことだという視点が、とても印象に残った。

【所見】

今回の研究大会では、地方自治をめぐる制度や実務が大きく変化する中で、政治の役割、議会の機能、行政の説明責任、国と地方の関係、選挙のあり方、災害対応など、幅広い課題について学ぶことができた。

制度や仕組みがあるだけでは十分ではなく、それをどう運用し、住民にどう説明していくかが非常に重要だという点である。行政評価や市民参加、選挙制度、災害時の支援体制など、どの分野でも「形はあるが中身が問われている」という共通の課題があるように感じた。

また、AIやデジタル技術の活用には、新しい可能性がある一方で、誹謗中傷や虚偽情報、外部からの過度な影響といった課題もあることを改めて認識した。便利さだけを見るのではなく、制度や民主主義のあり方とあわせて考えることが必要だと感じた。

能登の事例からは、人口減少や高齢化が進む地域において、災害時の支援はインフラ復旧だけでは足りず、医療、介護、福祉、住まいを含めた「暮らしの再建」が重要であることを強く学んだ。これは地方に共通する課題として受け止める必要がある。

全体を通して、地方自治への理解を深めるとともに、今後の議会活動や政策提言に生かせる多くの視点をを得ることができた。また、発表の合間には全国の自治体議員やJICA職員の方々とも意見交換を行い、大変有意義な交流の機会ともなった。今回得た学びを、今後の活動にしっかりと生かしていきたい。